

やまぐち子ども・子育て応援プランの一部見直しについて

1 見直しの趣旨

- 令和8年度から「こども誰でも通園制度」(乳児等通園支援事業)が本格実施されることに伴い、子ども・子育て支援給付等の円滑な実施を確保するための国の基本指針が改正され、都道府県は、「こども誰でも通園制度」に係る①従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項及び②教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画に記載することとされた。
- 山口県子ども・子育て支援事業支援計画は、やまぐち子ども・子育て応援プランと一体のものとして策定しているため(令和7年3月策定)、当プランについて、国の基本指針の改正を踏まえた見直しを行う。

<参考>「こども誰でも通園制度」について

- 保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満児を対象として、月10時間の枠内で、就労要件を問わず、時間単位で保育所等(実施施設)の利用が可能。

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等						小 学 校
就労要件なし	<u>こども誰でも通園制度</u> ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用			幼稚園、認定こども園			

- 令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全自治体が「こども誰でも通園制度」を実施。(実施主体：市町村)



2 見直しの内容等

①従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について

「こども誰でも通園制度」の実施に伴い配置が必要となる保育士や子育て支援員の確保・資質向上の具体的な方策については、プランの「第4章 V安心して子どもを生み育てるために必要な担い手の確保・資質向上」に記載済であることから、今回見直しは行わない。

②教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項について

「こども誰でも通園制度」は、満3歳以上の子どもを対象としていないため、満3歳到達後は、「こども誰でも通園制度」の実施施設から教育・保育施設に移ることが想定される。その際、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて、切れ目なく教育・保育等を提供することが求められる。

このことを踏まえ、プランに以下のとおり追記するとともに、「こども誰でも通園制度」の本格実施に伴う所要の文言修正を行う。（次頁新旧対照表のとおり）

追記内容（第4章 III安心して子育てできる環境づくり）

- ・「こども誰でも通園制度」を利用する満3歳未満の子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町や教育・保育施設等と連携し、制度の利用終了後の受入れ体制の確保を図ります。

3 スケジュール

令和8年3月3日 子育て文化審議会（案の審議）
下旬 策定・公表

やまぐち子ども・子育て応援プラン新旧対照表

新（見直し案）	旧（現行）
<p>第4章 施策の具体的な展開</p> <p>Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり</p> <p>2 幼児教育・保育の充実</p> <p>(2) 乳幼児期における教育及び保育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園と、地域型保育事業や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。 ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。 ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。 ・幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を中心に保育者研修の充実や幼児教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー等による幼児教育・保育施設訪問支援の充実などに取り組みます。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、本県独自の保育士加配制度等による保育体制の充実や、ICT活用の推進など業務改善に向けた保育事業者に対するマネジメント支援の実施に取り組みます。 ・市町が行う「こども誰でも通園制度」が円滑に実施されるよう、情報提供・共有に取り組みます。 ・「こども誰でも通園制度」を利用する満3歳未満の子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町や教育・保育施設等と連携し、制度の利用終了後の受入れ体制の確保を図ります。 ・保幼小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施体制づくりを推進するとともに、架け橋期の教育の充実に向けた調査研究等に取り組み、地域の創意工夫を生かした円滑な接続の実現を促進します。 ・保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。 ・特別支援学校と幼稚園・保育所等、小・中学校とが連携し、幼児期からのインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。 ・認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。 	<p>第4章 施策の具体的な展開</p> <p>Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり</p> <p>2 幼児教育・保育の充実</p> <p>(2) 乳幼児期における教育及び保育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園と、地域型保育事業や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。 ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。 ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。 ・幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を中心に保育者研修の充実や幼児教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー等による幼児教育・保育施設訪問支援の充実などに取り組みます。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、本県独自の保育士加配制度等による保育体制の充実や、ICT活用の推進など業務改善に向けた保育事業者に対するマネジメント支援の実施に取り組みます。 ・市町が行う「こども誰でも通園制度」が円滑に進むよう、情報提供・共有に取り組みます。 ・保幼小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施体制づくりを推進するとともに、架け橋期の教育の充実に向けた調査研究等に取り組み、地域の創意工夫を生かした円滑な接続の実現を促進します。 ・保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。 ・特別支援学校と幼稚園・保育所等、小・中学校とが連携し、幼児期からのインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。 ・認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。